

令和6年度

射水市地域密着型サービス新規整備事業者

募集要項

令和6年4月8日

射水市介護保険課

1 募集の趣旨

射水市では、介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域で、できる限りその人らしく自立した生活を送ることができるよう、本市介護保険事業計画に基づき、地域密着型サービスの整備を進めています。ついでには、質の高い介護基盤整備を進める観点から、地域密着型サービスの整備予定事業者を募集し、選定するものです。

2 募集するサービス（令和6年度整備分）

今回、募集の対象となる地域密着型サービスの種類、事業所・定員数及び整備対象となる日常生活圏域（以下、圏域）については、下記のとおりです。

（1）看護小規模多機能型居宅介護（定員29人以内）

ア 事業所数：1事業所

イ 整備圏域：新湊南部

※既存の看護小規模多機能型居宅介護事業所を本体とした、サテライト型事業所の整備の応募も可です。

（2）認知症型共同生活介護（定員18人以内）

ア 事業所数：1事業所

イ 整備圏域：新湊東部

※既存の認知症対応型共同生活介護を本体とした、サテライト型事業所の整備の応募も可です。

※既存の2ユニットの事業所における3ユニット化の整備の応募も可です。

（留意事項）

- ・同一法人で応募できるのは、第9期計画期間中に原則1件のみとします。
- ・第9期計画期間中においては、上記の令和6年度整備分のほか、令和7年度整備分として、小規模多機能型居宅介護1事業所（大島圏域）と看護小規模多機能型居宅介護1事業所（新湊東部圏域）を予定しています。

3 応募要件

- （1）法人であること（準備中のものを含む）
- （2）応募法人が自ら開設し、指定を受けるものであること
- （3）選定後、令和6年度中に整備に着手すること
- （4）事業の運営にあたって介護保険法に基づく指定基準を遵守し、適切なサービス提供を図ることができること
- （5）申請書類の提出及びプレゼンテーションは、事業を行う法人が行うこと
- （6）介護保険法第78条の2第4項及び第115条の12第2項各号の規定（欠格事由

- 等)に該当しないこと
- (7) 応募法人及び代表者について、法人税、所得税、消費税及び地方消費税並びに市町村税を滞納していないこと
- (8) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)の規定により、射水市から指名停止措置を受けていないこと
- (9) 応募法人が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団)に該当しないこと。また、当該法人の代表者・役員のうち暴力団員(同法律第2条第6号に規定する暴力団員)に該当する者がいないこと
- (10) 施設整備後速やかにサービス提供を図ること。
- ※上記を満たしていないと認められる場合は、審査を行いません。

4 応募手続き

(1) 応募申請書の提出

別紙「応募に必要な書類一覧」にある書類を作成のうえ、提出してください。また、必要に応じて、追加の資料提出をお願いする場合があります。

ア 受付期間

令和6年4月15日(月)から令和6年4月26日(金) ※期限厳守

※受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで(土・日は除く)

イ 提出先

射水市介護保険課介護保険管理係まで持参又は郵送(提出期限日必着)により提出してください。

※FAX及びインターネット等による受付は行いません。

ウ 提出書類の体裁

提出書類は、市ホームページからダウンロードできます。以下に記す体裁を整えてください。

・提出書類の用紙サイズは、証明書類などの所定様式のものを除き、A4、A3(A3の場合はA4サイズに折り込む。)以外は使用しないでください。

・提出書類は、片面印刷としてください。

・「応募に必要な書類一覧」にある書類番号を標記したインデックスをつけてください。

インデックスは提出書類に直接貼り付けず、白紙にインデックスを張り付けて綴ってください。

・応募に必要な書類一覧表の順に綴じてください。

・正本1部は、A4サイズのフラットファイル等で綴り、ファイルの表紙に下記のことを記載してください。

「射水市地域密着型サービス新規整備事業者応募申請書(法人名)」

- ・ 副本（正本の写し）は綴じひもで綴じてください。
- ・ 正本には、全て原本を添付してください。なお、契約書類等で原本での提出ができないものについては、代表者が原本証明してください。

エ 提出部数

正本 1 部、副本（正本の写し） 9 部提出してください。

※応募申請書提出時に添付資料の不足や記載漏れ、記載誤り等の不備がないよう十分確認のうえ、提出してください。

5 新規整備事業者の選定方法等

(1) 1次審査（書類審査）

応募法人から提出された書類に基づき、記載内容の不備や応募条件への適否について書類審査を行います。

(2) 2次審査（提案内容のヒアリング）

射水市地域密着型サービス新規整備事業者の選定に係る審査委員会で応募法人による提案内容のヒアリングを行い、評価項目及び審査基準に基づき審査・採点を行います。ヒアリングの日程については、1次審査通過法人に改めてご連絡します。また、お越しいただく方は、3名以内でお願いします。

ヒアリング内容は、応募法人からのプレゼンテーションを15分程度とし、質疑応答を15分程度実施します。

(3) 審査の項目及び基準

ア 運営方針について

- ・ 地域密着型サービス実施にあたっての基本方針
- ・ 認知症ケアに対する考え方と方策
- ・ 事故防止及び虐待防止の方策
- ・ 地域との交流確保や運営推進会議に関する考え方・取組み
- ・ 協力医療機関との連携、緊急時の体制について
- ・ 感染症及び災害等への対応、事業継続（BCP）に関する方策

イ 従事職員への対応

- ・ 職員確保の方策
- ・ 職員の負担軽減や離職防止のための取組み
- ・ 職員の資質向上及び研修の方針

ウ 事業の運営・経営の安定性

- ・ 介護事業の運営実績
- ・ 法人の経営状況、資金計画、事業収支計画
- ・ 事業用地の状況

エ その他

- ・ 施設設計、間取り

- ・近隣対応
- ・独自の取組事項
- ・審査における評価が、配点の6割に満たない場合は、公募の競合に関わらず、選定しないものとします。

(4) 審査結果の通知等

申込みのあった全ての法人に対し、文書により選定結果を通知します。なお、選定された法人については、本市ホームページ上に公開する予定です。

(5) 選定の取消し

以下のいずれかに該当する場合は、整備予定事業者の選定を取り消すことがあります。

- ・応募申請書の記載内容や資料、ヒアリング時の内容について、虚偽又は事実著しい相違があると認められたとき
- ・事業主体となる法人に変更が生じたとき
- ・事業予定地に変更が生じたとき
- ・サービス提供の開始が著しく遅延すると認められるとき

6 公募スケジュール

	内容
R6.4.15 (月) ~4.26 (金)	申請受付
R6.5 月上旬	書類審査
R6.5 月中旬 (予定)	プロポーザル方式によるヒアリング
R6.5 月中旬 (予定)	優先交渉権者の決定及び結果通知

7 応募に関する質問事項

別紙「質問書」により、射水市介護保険課まで書面、FAX 又は E メールで提出してください。(質問受付期間：令和6年4月19日(金)まで)

※回答については、1週間以内に質問のあった法人へ回答します。また、必要に応じて、ホームページで公表します。

(FAX：0766-51-6666、Eメール：kaigo@city.imizu.lg.jp)

8 注意事項

(1) 同一法人で応募できるのは、原則1件のみです。

※ 詳細は「2 募集するサービスの留意事項」を参照。

(2) 応募のために要する経費については、選定結果にかかわらず、全て応募者の負担となります。

(3) 国及び県の補助金を活用し、本市の予算の範囲内で施設整備等を支援します。補助

制度の変更や予算措置の状況により補助金が交付されないことも想定されます。資金計画等の策定については、補助金の不交付にも対応できるようにしてください。

- (4) 応募書類は、返却いたしません。
- (5) 応募受理後に辞退する場合は、辞退届（様式自由）を提出してください。
- (6) 地域密着型サービス事業者に選定された後、辞退がなされた場合は、原則、第9期期間中（～令和8年度）の射水市地域密着型サービスの応募を認めないものとします。
- (7) 応募の状況の問合せについては、一切お答えできません。
- (8) 応募書類の提出を以て、応募法人は応募条件等の当募集内容に承諾したものとみなします。
- (9) 優先交渉権者として選定された法人は、事業所の指定が確約されたものではありません。指定基準を満たさない場合等は、指定しないことがあります。
- (10) 事業予定地の土地利用や建物の建築にあたっては、各種法令や規制等に適合している必要があることから用地を確保できた場合でも、利用許可に時間を要したり建築自体が認められない場合があります。そのため、応募にあたっては、関係部局に事前確認を行い、整備が可能であることを事前に確認してください。
また、市公共施設跡地の利活用を希望する場合は、事前に射水市財務管理部防災・資産管理課（TEL：0766-51-6617）と協議を行ってください。
- (11) 事業所の整備・運営にあたっては、地域住民の理解及び地域との協力・連携が不可欠であることから、地域住民に対し十分な周知・説明を行ってください。
- (12) 審査や実務上の確認作業に基づき、施設の間取りや人員配置など、内容について一部見直しをいただく場合があります。